

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 111)

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局畜産振興課	FAX	[REDACTED]
担当者名	勝部 裕衣	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

質問及びその理由

【質問内容】

法律案第4条第1項関係

成功報酬の場合、60日以内に支払を完了することが困難な場合があるが、役務提供時から60日以上経過しないと明らかにならない成功報酬に応じた支払について、どのように考えているのか。例えば、60日以内に役務に対する一定の報酬（例えば技術料）を前払すれば、60日以降の役務に対する満額の成功報酬の支払を可能とするなどの例外を設けることは検討しているのか。

【質問の理由】

例えば、家畜人工授精業務について、現在一部の地域では、役務提供時には報酬を支払わず、約1年半後※の子牛販売時の価格に応じて、成功報酬として支払っている場合があることから、このような場合の扱いについて確認したい。（※妊娠期間280日+約8か月齢での出荷）

【回答】

役務の提供を委託する場合、「フリーランスが当該役務を提供した日」が「受領した日」となるところ、原則として、フリーランスが提供する個々の役務に対して、それぞれ「支払期日」を設定する必要がある（個々の役務の提供に一定の日数を要する場合には、役務提供が終了した日に対応する「支払期日」を設定することになる）。

【再質問】

いただいた回答を踏まえれば、例えば、我々が質問した家畜人工授精の場合、子牛販売時が家畜人工授精の役務提供が終了した日であると理解し、子牛販売時から60日以内に支払期日を設定すれば問題ないという理解で良いか。

それとも、従前より役務提供の成果に応じて成功報酬の支払を行っている業務であって、役務提供時から60日以上経過しなければその成果が明らかとならない業務においては、業務の性質上、役務提供時から60日以内の支払の義務化とはなじまないものと考えるが、例外なく役務提供時から60日以内に満額の報酬を支払わなければならないということか。

また、役務提供に係る経費（例えば資材費）が役務提供時から60日以内に支払われていれば、成功報酬に応じた支払については切り分けて考え、役務提供時から60日以上を経過しても問題ないという運用は考えられるのか。

【回答】

役務の提供に日数を要する場合、役務の提供が終了した日が「役務の提供あった日」となる。最初の御質問について、家畜人工授精の役務の提供の場合であって、その性質上役務の提供に日数を要し、かつ、子牛を販売に供する業務までを含んだ業務委託がなされているの

であれば、貴見のとおりである。

なお、役務提供に係る経費（例えば資材費）は報酬ではないため、御指摘のような運用は想定していない。

【再々質問】

いただいた回答を踏まえれば、いかなる業務であっても例外なく役務提供時から 60 日以内の支払期日を設定する必要があるものと理解しているが、60 日以内に役務提供に対する報酬の支払を行った上で、役務提供時から 60 日以上経過した後に明らかとなった成果に応じて、当該報酬とは別途、役務提供時から 60 日以降に成果に対して成果報酬を支払う行為は問題がないと考えて良いか。

【再々質問の理由】

これまでのやりとりにおいて、業務の性質上、役務提供時から 60 日以内に最終的な成果が明らかとならない業務における成果報酬の支払の考え方について明示的に回答をいただいているため、確認するもの。

【再々質問への回答】

御指摘のように、フリーランスによる役務の提供とその役務の結果があり、対価としても①フリーランスによる役務の提供それ自体に係る対価と、②その役務の結果に係るロイヤリティとの2つによって報酬が構成されている場合について、①を本法律案第2条第6項の「報酬」として役務の提供から 60 日以内に支払うこととし（当該金額は本法律案第3条第1項により明示されている必要がある）、②については「報酬」とは別に一定の条件成就をもって支払うこととしているのであれば、本法律案に照らして問題はないものと考える。

なお、①の金額の設定が実態として役務の提供それ自体に係る対価とは大きくかけ離れているなど社会通念上合理性がない場合には上記のように解することはできないため、ご留意いただきたい。